○農林水産省告示第百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北海道礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　雪崩の危険の防止

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る立木の伐採を禁止する。

2　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県山鹿市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年一月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊本県山鹿市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十二月二十二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

株式会社アフィス

二　主たる事務所の所在地

広島県広島市安佐南区伴西一丁目一番一号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三十号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十二月二十二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

株式会社アフィス

二　主たる事務所の所在地

広島県広島市安佐南区伴西一丁目一番一号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十二月二十二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

一般社団法人愛知県トラック協会

二　主たる事務所の所在地

愛知県みよし市福谷町西ノ洞二十一番地百二十七

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十二月二十二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

一般社団法人愛知県トラック協会

二　主たる事務所の所在地

愛知県みよし市福谷町西ノ洞二十一番地百二十七

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十二月二十二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

株式会社一二

二　主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司大字畑百二十番地